

作業部会における検討課題の検討状況

1. 周辺都県との避難計画の調整

【静岡県・関係市町の避難計画策定に向けた、受入れ都県・市町村との調整】

- 県内、県外の避難先との調整状況の確認
- 避難経路所の設定の確認
- その他の課題の検討（積雪対策等）

2. 地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整

【避難計画の具体化、緊急時対応の取りまとめに向けた検討】

(1) 避難、一時移転の方法

- 必要車両数、施設数、等各種数値の具体化
- 車両等の確保に係る関係機関との調整
  - ・避難手段の確保等に必要な基礎データの整理は着手済み。
  - ・御前崎市のアンケート結果について、緊急時対応への反映を通じて、さらに補足的に整備すべきデータを確認し、順次追加をする。

(2) 避難経路

- 代替経路も含めた避難経路の検討
- 複合災害時の対応（通行可否確認、道路啓開の関係機関の対応、等）
  - ・避難先の具体化とともに、具体的な経路も検討する必要あり。

(3) 要配慮者対策

- 要配慮者の避難先、避難手段の確保方策（入院患者・入所者、在宅ともに）
  - ・（1）と同様に、PAZ については御前崎市のアンケート結果に基づき、緊急時対応への反映を通じた検討を進める。
  - ・医療施設・社会福祉施設等の避難計画の策定支援について、引き続き検討。
- 病院、社会福祉施設等の放射線防護対策の検討
  - ・さらに追加すべき放射線防護対策施設について検討を進める。

(4) 避難退域時検査場所

- 避難退域時検査場所の概要（位置、施設の種類）と箇所数
- 避難退域時検査及び簡易除染に係る体制整備（人員、資機材）
  - ・ PAZ 避難時からの体制（計画上、証明書のみ交付）
- 資機材の保管場所、検査場所開設にかかる効率的方策
  - ・ 県避難計画修正版において、一部施設を公表。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

- PAZ の事前配布、UPZ の緊急配布方法
  - ・ PAZ の事前配布は追加配布を含め実施済み（配布率向上については、引き続き検討）。
  - ・ UPZ の備蓄・配布方法については、作業部会の枠組みを通じて、国、県、市町で引き続き検討。

## 4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

### <対応のポイント>

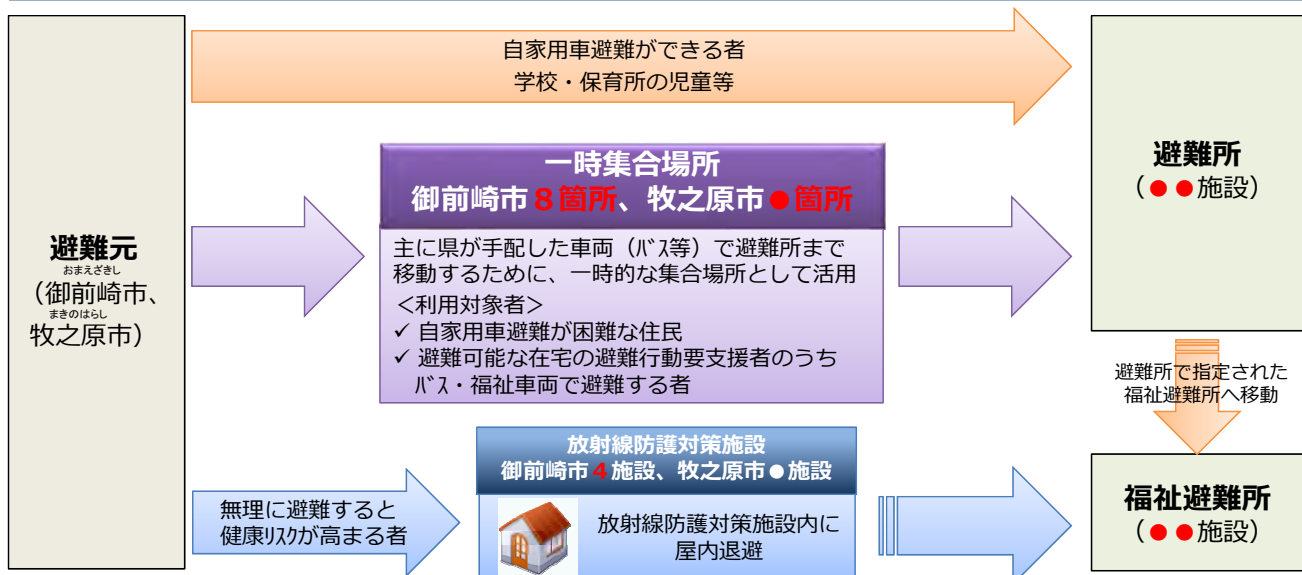
1. PAZ内の学校・保育所の児童・生徒等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、保護者への引渡しができなかった児童・生徒等について移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内における医療機関の入院患者や社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設等へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設に屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、集合場所、避難所の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

1

1

## PAZ内における避難体制

- 警戒事態が発生した場合、御前崎市及び牧之原市は、住民への広報、静岡県に対して避難用車両等の手配依頼、避難所及び福祉避難所の開設準備を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、御前崎市及び牧之原市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難所への避難を開始。福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施。
- 全面緊急事態になった場合、御前崎市及び牧之原市は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難所へ移動。自家用車による避難が困難な住民は、集合場所に集合し、避難所へ移動。その後、避難所から福祉避難所へ移動。



2

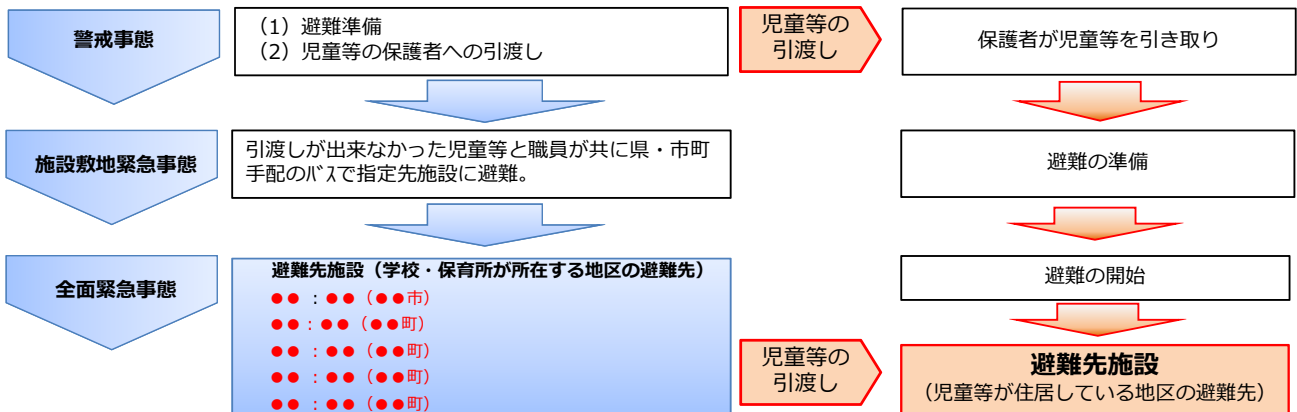
# おまえざし 御前崎市内の学校・保育所の児童等の避難

児童等の人数は、御前崎市原子力災害広域避難計画に基づき作成  
(今後、牧之原市も同様に作成)

- 御前崎市内の小中学校の児童等(8施設、約3,005人)及び保育所の幼児(11施設、約1,149人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 保護者への引渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった場合、教職員等とともに静岡県又は関係市町が手配するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済み。

市町名	学校・保育所	人数		
		児童等	職員	合計
おまえざし 御前崎市	白羽小学校、他4小学校	1,624人	170人	1,794人
	袋井特別支援学校御前崎分校	52人	21人	73人
	浜岡中学校	591人	49人	640人
	池新田高等学校	447人	51人	498人
	白羽幼稚園、他10園	135人	1,014人	1,149人
<b>(19施設) 合計</b>		<b>2,849人</b>	<b>1,305人</b>	<b>4,154人</b>

※児童等の人数については、平成20年●月●日現在。



# おまえざし 御前崎市内の医療機関・社会福祉施設の避難

今後、牧之原市も同様に作成

- 御前崎市内の医療機関(1施設199人)及び社会福祉施設(●施設●人)の全てについて、避難計画を策定済み。医療機関については、入院患者の状況等をふまえ、静岡県が避難先となる●●病院を選定。
- 社会福祉施設については、30km圏外の●●市、●●市、●●町にある施設に避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、静岡県が受入先を調整。

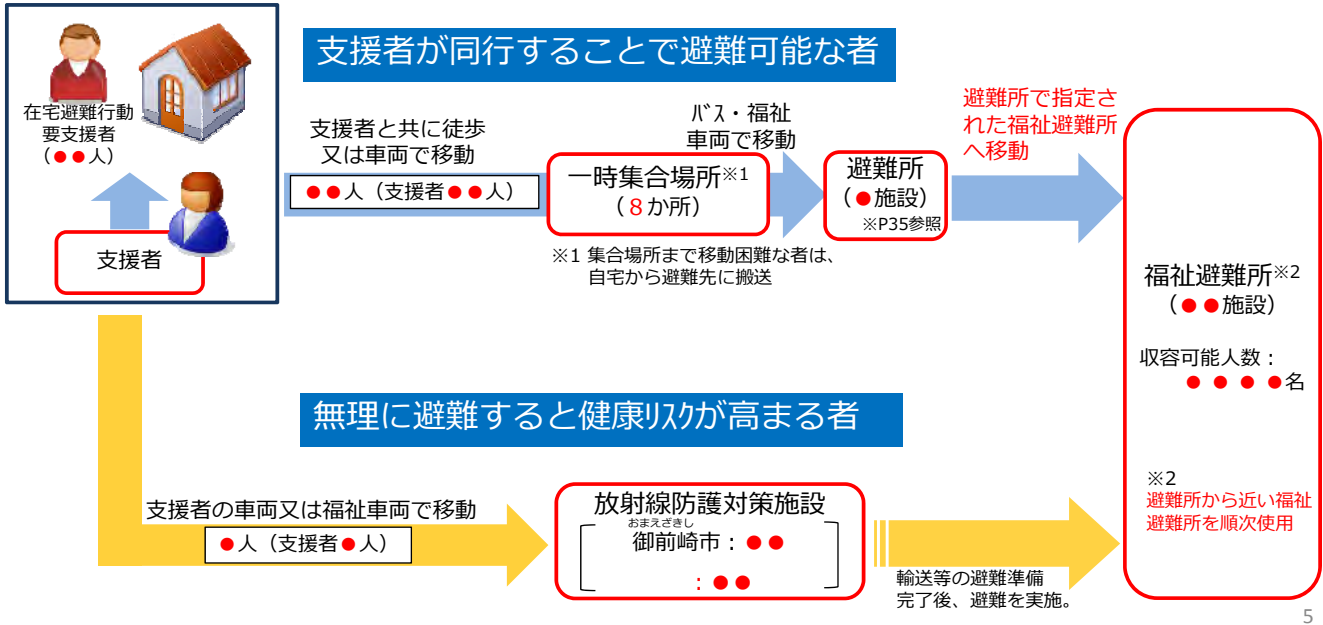
## <御前崎市内●施設の入所者等の避難の考え方>



おまえざきし  
御前崎市におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

災害法に基づく避難行動要支援者、支援者数を記載

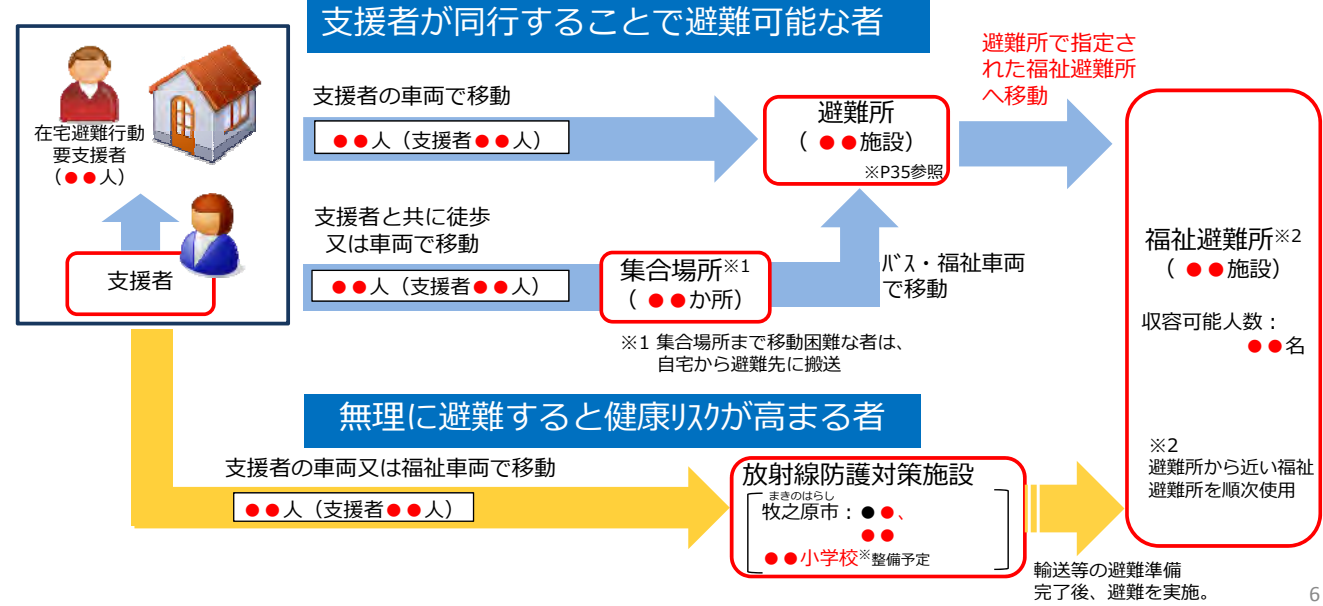
- 御前崎市では、在宅の避難行動要支援者●●人全員に支援者がいることを確認。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者と共に集合場所等から、静岡県又は御前崎市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。



まきのほらし  
牧之原市におけるPAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

災害法に基づく避難行動要支援者、支援者数を記載

- 牧之原市では、在宅の避難行動要支援者●●人のうち●●人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、支援者の確保に向け調整。また、支援者を確保できない場合においても、行政職員、自治会、消防団員等の協力により避難できる体制を整備。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両や、静岡県又は牧之原市が確保するバスや福祉車両で避難所へ移動。その後、福祉避難所へ移動が必要な者は、避難所で指定された近隣の福祉避難所へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近隣の放射線防護対策施設へ移動。



➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●●人について、バス●台、福祉車両●台(ストレッチャー仕様●台、車椅子仕様●台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両(ストレッチャー仕様)	福祉車両(車椅子仕様)	
保育所の幼児等の避難	4,159人 (児童等2,849人+職員1,305人) (19箇所)	●台 (児童等●●人+職員●●人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P●参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難	●●●人 (入所者649人+職員●●人) (●か所)	●台 (入所者●●人+職員●●人)	0台	●台 (入所者●●人+職員●●人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P●参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	●●●人 (要支援者●●人+支援者●●人)	●台 (要支援者●●人+支援者●●人)	0台	●台 (要支援者●●人+支援者●●人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P●参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	●●●人 (要支援者●●人+支援者●●人)	0台	●台 (要支援者●●人+支援者●●人)	0台	【福祉車両(ストレッチャー仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者と1人の支援者の搬送を想定 【資料P●参照】
<b>合計</b>	<b>●●●人</b>	<b>●●台</b>	<b>●台</b>	<b>●●●台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定  
 ※3 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、保育所、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、PAZ内2市のバス会社が保有する車両のほか、御前崎市、牧之原市、社会福祉施設、中部電力等が配備する車両により、必要車両台数を確保。  
 ➤ バス会社の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

	確保車両台数			備考
	バス※1	福祉車両(ストレッチャー仕様)	福祉車両(車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数	●●台 ●●●人分(対象者●●人+支援者等●●●人)	●台 ●●人分(対象者●●人+支援者等●●人)	●●台 ●●●人分(対象者●●人+支援者等●●●人)	【資料P●参照】
(B) 車両確保台数	計●●台以上	計●台以上	計●●台以上	
御前崎市、社会福祉施設等が保有する車両	-	●台×●往復※2 ●●人分(対象者●●人+支援者等●●人)	●台 ●●人分(対象者●●人+支援者等●●人)	【福祉車両(ストレッチャー)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が4台、2人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が5台
PAZ内市町のバス会社が保有する車両	●●台以上 ●●●人分(対象者●●人+支援者等●●●人)	-	-	PAZ内2市のバス会社が保有する車両総数●●●台
中部電力が配備する車両	-	●台以上×●往復※2 ●●人分(対象者●●人+支援者等●●人)	●台以上 ●●●人分(対象者●●人+支援者等●●●人)	中部電力が近隣事業所等に車両を配備 【福祉車両(ストレッチャー)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定 【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者の搬送を想定

※1 バスは1台あたり46人の乗車を想定  
 ※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)計2台は、屋内退避施設までバス輸送(3往復)での搬送を想定  
 ※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

まきのはらし  
**牧之原市における施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力**

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約●●●人について、バス●●台、福祉車両●●台(車椅子仕様●●台)。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (スリッパ仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	●●●人 (児童等●●●人+職員●●人) (●か所)	●●台 (児童等●●人+職員●●人)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。 【資料P●参照】
社会福祉施設の入所者等の避難	●●●人 (入所者●●●人+職員●●人) (●か所)	●●台 (入所者●●人+職員●●人)	0台	0台	【資料P●参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者及びその支援者を、避難先施設に輸送	●●●人 (要支援者●●●人+支援者●●人)	●●台 (要支援者●●人+支援者●●人)	0台	●●台 (要支援者●●人+支援者●●人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P●参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者について、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※3	●●●人 (要支援者●●●人+支援者●●人)	0台	0台	●●台 (要支援者●●人+支援者●●人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり4人の避難行動要支援者と4人の支援者の搬送を想定 【資料P●参照】
<b>合計</b>	<b>●●●人</b>	<b>●●台</b>	<b>0台</b>	<b>●●台</b>	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値  
 ※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定  
 ※3 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

まきのはらし  
**牧之原市における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保**

➤ 施設敷地緊急事態発生時には、学校・保育所、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者の避難のために、PAZ内2市のバス会社が保有する車両のほか、御前崎市、<sup>おまえざきし</sup>牧之原市、<sup>まきのはらし</sup>社会福祉施設、中部電力等が配備する車両により、必要車両台数を確保。  
 ➤ バス会社の運転手は交代制勤務のため、緊急時の動員方法等について調整中。

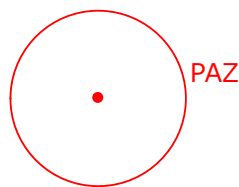
	確保車両台数			備考
	バス※1	福祉車両 (スリッパ仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数	●●台 ●●●人分(対象者●●●人+支援者等●●●人)	-	●●台 ●●●人分(対象者●●●人+支援者等●●●人)	【資料P●参照】
(B) 車両確保台数	計●●台以上	-	計●●台以上	
確保先	<sup>まきのはらし</sup> 牧之原市、社会福祉施設等が保有する車両	-	●●台 ●●●人分(対象者●●●人+支援者等●●●人)	【福祉車両(車椅子仕様)】 1台あたり1人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が13台、2人の避難行動要支援者の搬送を想定した車両が3台
	PAZ内市町のバス会社が保有する車両	●●台以上 ●●●人分(対象者●●●人+支援者等●●●人)	-	PAZ内2市のバス会社が保有する車両総数 ●●●台
	中部電力が配備する車両	-	-	●●台以上 ●●●人分(対象者●●●人+支援者等●●●人) ●●台以上×往復※2 ●●●人分(対象者●●●人+支援者等●●●人)

※1 バスは1台あたり46人の乗車を想定  
 ※2 福祉車両(車椅子仕様)4台は、屋内退避施設までバス輸送(3往復)での搬送を想定  
 ※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近隣の放射線防護対策施設（●施設（整備予定を含む。））に收容。
- これら●施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者を約●●●●●人を收容可能。
- 放射線防護対策施設では、約●●●●●人がおよそ3日を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備。

各施設の位置、収容者数等がわかるように図面で記載  
※御前崎市、牧之原市でスライドを分けるかは今後検討

- 避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用出来ない場合は、静岡県おまえざきし御前崎市及びまきのほらし牧之原市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 直轄国道については、国土交通省中部地方整備局が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



各施設の位置、収容者数等がわかるように図面で記載

＜県の管理道路＞  
県災害警戒本部が応急復旧作業を実施。



＜直轄国道＞  
国土交通省中部地方整備局が応急復旧作業を実施。

- 災害発生時には、各管理道路のパトロールを実施し、被害の状況等を把握。
- 道路の被害状況を踏まえ、国、県がそれぞれ建設業協会等と締結している協定等をもとに、応急復旧工事を実施。



## 5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

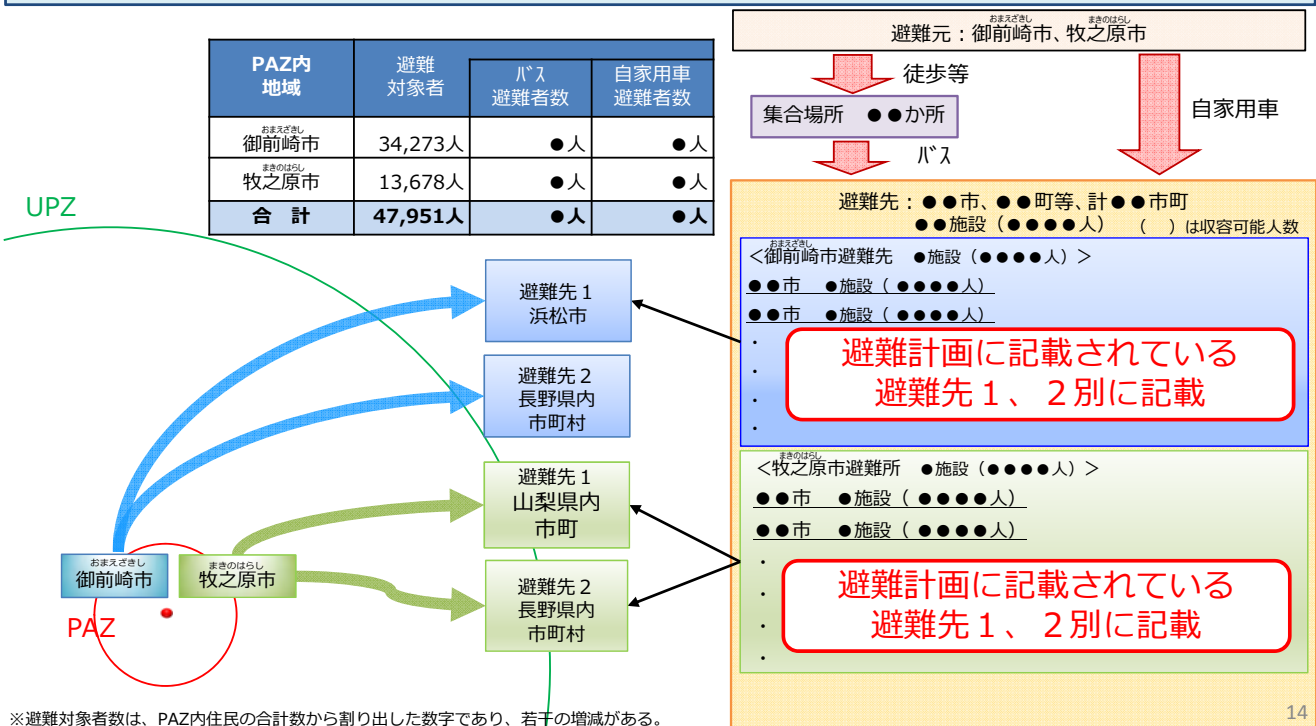
### <対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

13

## PAZ内の住民の避難先及び避難住民数

- 御前崎市及び牧之原市におけるPAZ内の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車によりあらかじめ定められた避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、徒歩等で集合場所に集まり、静岡県、御前崎市、牧之原市が配車した車両で、避難所へ避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。



※避難対象者数は、PAZ内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

14

# PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

➤ PAZ内の観光施設等における1日当たりの見込み人数は約3,000人、民間企業(従業員30人以上)は19社(約2,350人)存在。

PAZ内の観光施設の状況		
市町名	施設	入場見込人数※
おまえざきし 御前崎市	●●	●●●人
	●●	●●●人
まきのほらし 牧之原市	●●	●●●人
	●●	●●●人
合 計 (●施設)		●●●人

※入場見込人数については、ピーク時(●～●月)における1日当たりの入場者数を基に算定

【出典】平成2●年度静岡県観光動態調査

PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況		
市町名	企業数	従業員数
おまえざきし 御前崎市	●●社	●●●●人
まきのほらし 牧之原市	●●社	●●●●人
合 計 (●●企業)		●●●●人

※民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバスにより避難

【出典】平成2●年経済状況 基礎調査 確報集計 町丁・大字別集計

## おまえざきし 御前崎市における全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 御前崎市において全面緊急事態で必要となる輸送能力は、約●●●人分、バス●●台であり、PAZ内2市のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、静岡県バス・タクシー協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

### ＜御前崎市における全面緊急事態で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数※1	想定必要バス数※2	備考
自家用車で避難できない住民	●●●人	●●台	【資料P35参照】
観光施設から避難する一時滞在者	●●人	●台	1日当たりの観光施設の入場見込人数●●●●人のうち、約95%が自家用車や観光バスで来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入
合 計	●●●人	●●台	

※1 数字は現段階で御前崎市が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり46人の乗車を想定

### ＜御前崎市における全面緊急事態での輸送能力の確保＞

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)	最大必要車両台数	●●台	
(B)	車両確保台数	計●●台以上	
確保先	PAZ内2市のバス会社が保有する車両	●●台以上	PAZ内2市のバス会社が保有する車両●●●●台のうち、施設敷地緊急事態で使用する●●●台の車両を除く、残りの●●●●台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

## 浜岡地域原子力防災協議会及び作業部会の体制について

## 1. 浜岡地域原子力防災協議会について

道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所が所在する地域毎に「地域原子力防災協議会」が設置された。

「地域原子力防災協議会の設置について」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）に記載された下記の構成員を基本として、別途、浜岡地域原子力防災協議会の構成員を設定する。

## 地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にあるものとする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

## 2. 浜岡地域原子力防災協議会作業部会

「地域原子力防災協議会の設置について」では、地域原子力防災協議会の構成員を補佐するため、作業部会を置くこととし、その基本構成は、地域毎の課題や事情に応じて柔軟に設定することとされている。

上記の考え方にに基づき、浜岡地域原子力防災協議会作業部会については、浜岡地域の現状の課題を踏まえ、当面、以下の2点について検討を進める。

- ①周辺都県との避難計画の調整に係る課題の検討
- ②地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整に係る課題の検討

表1 浜岡地域原子力防災協議会作業部会の主な検討テーマ及び構成

①周辺都県との避難計画の調整に係る課題の検討	
構成員	静岡県原子力安全対策課 経済産業省資源エネルギー庁 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 浜岡原子力規制事務所
オブザーバー	12 都県（群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、岐阜県、富山県、石川県、福井県）
主な検討事項	静岡県・関係市町の避難計画策定に向けた、受入れ都県・市町村との調整
②地域防災計画・避難計画の充実化に向けた県内関係機関との調整に係る課題の検討	
構成員	静岡県原子力安全対策課、原子力災害避難計画策定庁内連絡会構成員 静岡県警察本部警備部災害対策課、交通部交通規制課 陸上自衛隊東部方面総監部防衛部防衛課、第1師団司令部第3部防衛班 海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部警備救難課 経済産業省資源エネルギー庁 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 浜岡原子力規制事務所
オブザーバー	11 市町（御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、袋井市、島田市、磐田市、焼津市、藤枝市、森町） 中部電力株式会社
主な検討事項	避難計画の具体化、緊急時対応の取りまとめに向けた検討

※今後、必要に応じてテーマ毎の分科会を設置。

### 3. 浜岡地域における検討状況<sup>1</sup>

#### ■第1回浜岡地域ワーキングチーム〔平成25年11月22日、静岡県内関係機関出席〕

- ・共通課題の対応方針について

#### ■第2回浜岡地域ワーキングチーム〔平成26年2月4日、12都県出席〕

- ・原子力防災会議を中心とした地域防災計画・避難計画の充実に向けた支援取組について
- ・静岡県が検討中の避難計画案（たたき台）について

#### ■第3回浜岡地域ワーキングチーム〔平成26年5月14日、12都県出席〕

- ・浜岡エリア避難住民受入れ可能数調査に係る協力依頼

○浜岡地域ワーキングチームの検討における避難者受入れ数について（照会）

（内閣府浜岡地域ワーキングチーム事務局）発出〔平成26年5月26日〕

#### ■第4回浜岡地域ワーキングチーム〔平成26年10月28日、12都県出席〕

- ・受入れ可能数照会結果の報告

○静岡県及び関係市町による受入れ都県との個別協議〔平成26年11月より継続実施〕

- ・必要に応じ、内閣府も受入れ都県の市町村説明会等に参加

#### ■第5回浜岡地域ワーキングチーム〔平成27年3月12日、12都県出席〕

- ・個別協議の進捗報告

#### ■第1回浜岡地域原子力防災協議会作業部会〔平成27年6月15日、12都県出席〕

- ・協議会・作業部会の体制の説明
- ・個別協議の進捗報告、今後のスケジュール報告

#### ■第2回浜岡地域原子力防災協議会作業部会〔平成27年10月9日、静岡県内関係機関出席〕

- ・協議会及び作業部会について
- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画の検討状況及び緊急時対応の検討事項について

#### ■第3回浜岡地域原子力防災協議会作業部会〔平成28年1月7日、12都県出席〕

- ・浜岡地域原子力災害広域避難計画の内容及び今後の進め方について

※12都県出席の会議は、会議当日欠席をした都県に対して、個別の説明を実施。

#### ■第4回浜岡地域原子力防災協議会作業部会〔平成28年7月15日、静岡県内関係機関出席〕

- ・浜岡地域における課題の明確化
- ・今後の検討の進め方

<sup>1</sup> 平成27年3月20日より、これまで各地域に設置していたワーキングチームを地域原子力防災協議会に変更。

## 資料 2

### 作業部会の今後の進め方

1. 緊急時対応素案（パワーポイントスライド）に基づいた検討
  - 浜岡地域の緊急時対応素案の作成を進めながら、具体的な検討課題を共有し、内容の充実化を図る。
  
2. 次回以降の作業部会の進め方
  - (1) 次回作業部会の主要議題
    - PAZ の車両確保の具体化
    - 浜岡地域全体での避難計画の具体的なイメージの共有化（他地域の緊急時対応等を参考に検討）
  - (2) 次々回以降作業部会の主要議題
    - 県外避難先との調整状況の確認（継続的に情報共有）
    - 避難手段の確保に向けた具体的な調整（UPZ 含む）
    - 避難退域時検査場所候補地の拡充、体制の検討
    - 安定ヨウ素剤の配布方法（UPZ の緊急配布、分散備蓄の検討）
    - 複合災害時の対応（方針の検討）
  
3. その他
  - 市町避難計画の策定について

# 地域防災計画、避難計画の策定状況

平成29年3月31日現在

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	7	
福島地域*	13	11	8	平成28年12月、福島県が「福島県原子力災害広域避難計画」を改定。
柏崎刈羽地域	9	9	9	
東海地域	14	13	0	平成27年3月、茨城県が「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」を策定。
浜岡地域	11	11	1	平成29年3月、静岡県が「浜岡地域原子力災害広域避難計画」を改定。
志賀地域	9	9	9	
福井エリア	23	23	23	
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
13地域計	135	132	106	

注：\* 福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事に留意する必要がある。